

よくある質問

(※東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課確認の上、東京都福祉保健財団が作成)
認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)に関するよくある質問

Q1.申請先について

Q1-1	従事者認定を受けた当初は東京都に住んでいました。 この度埼玉県に引っ越しましたが、変更の届出は埼玉県で行えばよいですか。
A	経過措置の場合、住所変更の届け出は必要ありません。
Q1-2	神奈川県に住んでいます。最初に従事者認定を受けたときは東京都に住んでいました。 この度新規で研修修了証明書を取りましたが従事者認定の申請はどこに出せばよいですか。
A	新たに申請がある際は、現在お住まいの神奈川県に新規申請をしてください。

Q2.申請内容について

Q2-1	従事者認定証の変更届出の書類を、事業所が作成してよいですか？
A	可能。 ただし、書類作成後申請内容に間違いがないか必ず本人に確認してから申請してください。
Q2-2	申請書は消せるボールペンで記入してよいですか？
A	消せるボールペンの使用は不可となります。

Q3.申請書類について

Q3-1	提出書類一覧と、申請者とりまとめ票は両方必要ですか？
A	必要です。 ・提出書類一覧＝申請者ごとに作成するもの ・とりまとめ票＝同封した全ての申請内容を取りまとめて作成するもの。今回送付する人数と申請者氏名、事務担当者名と不備内容確認等の連絡先を記入し添付してください。
Q3-2	個人で申請します。申請者とりまとめ票は必要でしょうか
A	必要です。 とりまとめ票作成の際には事業所名の欄には「個人」と記入してください。

Q4.変更・再交付について

Q4-1	氏名が変わりました。 変更の届出が必要な認定証登録番号は6件あります。様式第6号(経過措置)は何枚作成すればよいですか。 また、その際に添付する戸籍謄本または抄本は何部必要ですか。
A	様式第6号(経過措置)は、認定証登録番号ごとに1枚作成してください。添付書類については、原則変更届1枚につき1部必要ですが、同時に複数枚の変更届(様式第6号)を提出する場合は添付書類は同じになるため1部で構いません。
Q4-2	氏名が変わりました。 様式第6号(経過措置)の申請者の欄には「変更前」または「変更後」のどちらの内容を記載すればよいですか。
A	氏名、住所欄は「変更後」の内容を記載してください。
Q4-3	変更届を提出したいのですが、添付が必要な認定証の原本をなくしてしまいました。どうしたらよいですか
A	財団にお問い合わせください
Q4-4	従事者認定証を失くしてしまったので再交付申請をしたいのですが、認定証登録番号と発行年月日がわからない場合は空欄でよいですか。
A	財団にお問い合わせください